

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年11月12日 13時35分ごろ
発生場所	愛媛県松山市松山港 ^{おおかが} 大可賀3号岸壁 松山港外港2号防波堤北灯台から真方位151°1,780m付近 (概位 北緯33°51.2′ 東経132°42.5′)
事故の概要	セメント運搬船 ^{ほうせき} 寶積丸は、着岸して圧送ゴムホースを格納する際、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	平成30年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	セメント運搬船 寶積丸、299トン
船舶番号、船舶所有者等	133622、日本産業海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、着岸中、荷役終了後の圧送ゴムホース（以下「本件ホース」という。）を船内に格納する際、船長が、格納作業を助ける目的で甲板上から約1.5mの高さにある球状タンク上で本件ホースを引っ張ったところ、雨で濡れた球状タンク上で足を滑らせ、甲板上に落下して頭部を打ち、頭部打撲症等を負った。 船長は、作業をする際、ヘルメット、ゴーグル、救命胴衣及び安全靴を装着していたが、安全帯を装着していなかった。
分析	本船は、着岸して本件ホースを格納する際、船長が、甲板上から約1.5mの高さにある球状タンク上で安全帯を着けずに本件ホースを引っ張ったことから、雨で濡れた球状タンク上で足を滑らせて甲板上に落下し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着岸して本件ホースを格納する際、船長が、甲板上から約1.5mの高さにある球状タンク上で安全帯を着けずに本件ホースを引っ張ったため、雨で濡れた球状タンク上で足を滑らせて甲板上に落下したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・雨で足場が濡れている高所で作業する際は、安全帯を使用することが望ましい。